

令和6年第11回教育委員会会議定例会 議事録

午後 1時30分開会

1 日 時 令和6年11月28日(木)

午後 2時05分閉会

2 場 所 人権センター 2階 音楽室

3 出席者 高田教育長、浅野教育長職務代理者、竹下委員、西川委員、有田委員、
永福委員

4 説明員 沖本教育次長兼総務学事課長、大橋参事兼教育指導担当課長、
小早川人事管理担当課長、堀川文化生涯学習課長、
五反田総務学事課教育総務係長、岡田総務学事課教育総務係主任

5 会議事件

付議案件

議案第32号 定例市議会に提案される教育委員会関係の議案について
(令和6年度教育委員会関係補正予算案)

議案第33号 竹原市歴史民俗資料館設置及び管理条例施行規則及び竹原市伝統的建
造物設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案

報告・協議 (仮称)賀茂川学園設立準備委員会について

○高田教育長 ただいまから、令和6年第11回竹原市教育委員会会議定例会を開会いた
たします。

お諮りいたします。議案第32号は、成案になる前の内部検討の段階で
あるため非公開とし、議事の運営上、議事の最後に付議することに御異議
ございませんか。

○浅野教育長 はい。
職務代理者

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○有田委員 はい。

○永福委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。議案第32号は、成案になる前の内部検討の段階であるため非公開とし、議事の運営上、議事の最後に付議することに決定しました。

教育委員会会議を傍聴したいとの申し出がございましたので、これを許可したいと思います。傍聴にあたっては、竹原市教育委員会傍聴規則を遵守していただきますようよろしくお願いいたします。なお、第4条第4号の規定により許可なく写真撮影、録音、録画をすることは禁止しておりますので、申し添えます。

はじめに、議案第33号「竹原市歴史民俗資料館設置及び管理条例施行規則及び竹原市伝統的建造物設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○堀川課長 議案第33号「竹原市歴史民俗資料館設置及び管理条例施行規則及び竹原市伝統的建造物設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案」について説明をさせていただきます。今回の改正につきましては、令和6年12月2日から、従来の健康保険証が廃止され、マイナンバーカードと一体化されることに伴い、入館料の減免の規定の整理を行うため、この規則を改正するものでございます。議案書の5ページを御覧ください。第1条で竹原市歴史民俗資料館、第2条で竹原市伝統的建造物と表現していますが、これは、旧松阪家住宅、旧光本家住宅、旧森川家住宅の規則となっています。この4施設の入館料の減免の規定の整理を行うものでございます。9ページの竹原市歴史民俗資料館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表を御覧ください。第4条第4項について、改正前は表の右側のアンダーラインで示している部分「者で、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく被保険者証の交付を受けている者」を改正後は、表の左側にありますように「75歳以上の者」に改正するものでございます。11ページに竹原市伝統的建造物設置及び管

理条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表を掲載しています。こちらにも同様に改正するものでございます。これまで75歳以上の方の資格確認として、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく被保険者証、いわゆる後期高齢者医療制度の保険証としておりました。竹原市に在住する75歳以上の方を減免するという内容に変更はございません。施行日は、令和6年12月2日です。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。

○竹下委員 今までは保険証を提示していたということですが、今後は、証明になるものは提示しなくてもよいのでしょうか。

○堀川課長 後期高齢者医療の保険証を提示することは求めませんが、免許証等で竹原市在住であることと年齢が確認できるものを提示していただくこととしております。

○竹下委員 それは、この規則の中に明記しなくてもよいのでしょうか。

○堀川課長 新旧対照表を御覧ください。竹原市歴史民俗資料館設置及び管理条例施行規則第4条第2項及び竹原市伝統的建造物設置及び管理条例施行規則第3条第2項にその該当することを証する書類の提示を求めることについて記載しております。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第33号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○有田委員 はい。

○永福委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第33号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。続いて、報告・協議「(仮称)賀茂川学園設立

準備委員会について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○沖本教育次長
兼総務学事課長

それでは(仮称)賀茂川学園設立準備委員会について御説明いたします。資料の14ページを御覧ください。1の当該資料の趣旨ですが、これまで5回開催しました(仮称)賀茂川学園設立準備委員会において協議し、整理した方向性について報告をするものでございます。2の賀茂川中学校の仮移転について、(1)概要といたしましては、(仮称)賀茂川学園整備工事を行うため、令和7年度の2学期、令和7年9月から令和8年度末、令和9年3月まで、賀茂川中学校を東野小学校に仮移転いたします。(2)仮移転の具体的なスケジュールについてですが、令和6年6月から令和7年2月までの現賀茂川中学校校舎の改修工事の設計と合わせまして、東野小学校の改修工事の設計を行っております。東野小学校の改修工事の設計につきましては、早めに設計業務を終了する予定としております。そして、令和7年4月から7月にかけて東野小学校の整備工事を予定しております。資料では、令和7年4月を開始時期としておりますが、12月補正で予算措置を行い、早めに工事着手をし、仮移転をしまいたいとそうように考えております。整備工事の完了後、令和7年8月の夏休み中に引っ越しを行い、令和7年度の2学期、令和7年9月から令和9年3月までの1年半、現東野小学校の校舎に東野小学校と賀茂川中学校が共存し、学校運営を行います。(3)東野小学校の整備については、A3資料の別紙1を御覧ください。1枚目は1階の図面となっており、左が西側、右が東側になります。それでは、四角囲みをしている主な部屋の配置について説明いたします。まず、西側にある校長室の横の部屋を教職員用の更衣室とするものでございます。その右隣につきましては、引き続き小学校の校長室及び職員室といたします。玄関を挟みましてその右側の保健室につきましては、引き続き小学校の保健室といたします。その右隣につきましては、現在多目的に使用している部屋ですが、中学校の保健室といたします。その右隣、建物の最も東側に位置する部屋につきましては、こちらも現在は多目的に使用している部屋ですが、中学校の職員室とし、そして保健室の前の廊下

を挟んで向かいとなる部屋を、中学校の校長室といたします。次に2枚目は2階の図面となっております。2階には、特別支援教室と普通教室3室を配置いたします。次に3枚目が3階の図面になりますが、3階にも普通教室3室を配置いたします。こうした配置に必要な改修工事を行うと同時に、その他といたしまして、4枚目の資料にありますように、駐輪場とテニスコートをグラウンドに整備します。また、各階のトイレについて、洋式便器が男女それぞれ一基ずつの設置となるように整備をいたします。次に(4)賀茂川中学校の仮移転時の通学支援についてです。令和7年9月から令和9年3月までのものです。東野小学校の児童につきましては、これまでと変わることなく全児童徒歩通学となります。賀茂川中学校の生徒につきましても、これまでと変わることなく通学距離が5km以内の場合、徒歩若しくは自転車による通学となります。そして通学距離が5kmを超える場合は、路線バスで対応できる生徒は路線バスでの通学とし、定期代を全額補助します。こちらにつきましては、例えば西野町から通学する生徒で、これまでは賀茂川中学校までの距離が5km以内だった生徒が、校舎が変わることで通学距離が5kmを超える場合に新たに対象となることが想定されます。また、路線バスで対応できない生徒につきましては、スクールタクシーでの通学といたします。次に3(仮称)賀茂川学園の基本設計についてです。先程の資料の5枚目の別紙2を御覧ください。まず外構から御説明いたします。左が北側で右が南側、赤字で示したところが整備工事を行う箇所となります。資料のほぼ中央部に屋内運動場がありますが、その東側に駐輪場を新たに整備します。その整備する駐輪場の北側にある柔剣道場の中に児童生徒用の更衣室を整備します。そして、現在3面あるテニスコートを1面減らし、小学生用広場として遊具を設置いたします。グラウンドの最も南側に教職員用の駐車場を整備し、プールの北側に放課後児童クラブと駐車場を新たに整備します。校舎の北側部分に配膳室とありますが、学年数が増えることで配膳室の広さが不足することから一部増築し拡張いたします。また、配膳室の下にEVとありますが、エレベーターを新たに設置いたします。次に6枚目につきましては1階の図面になりま

す。左が西側、右が東側になります。改修部分が多岐に渡りますので、主な箇所だけ御説明させていただきます。最も西側の部屋につきましては、現在、木工室であるところを技術室とし、その右側の金工室であるところを美術室といたします。1階から3階までトイレはほぼ洋式化し、1階の中央あたりに誰でも使用できるバリアフリーなトイレを新たに整備いたします。玄関を挟んで南側の校舎については、打合せ室や教職員用の女子更衣室、教職員用トイレ、SSRを整備し、また、保健室を二つに分けて前期課程用と後期課程用といたします。次に7枚目を御覧ください。最も西側の部屋につきましては、現在、被服室であるところを普通教室とし、礼法室・生徒会室であるところを特別支援教室といたします。北側校舎と南側校舎をつなぐ中央部、玄関の上部分にあたる美術室であるところを忠海学園と同じようにオープンスペースの図書コーナーとします。そして、前期課程と後期課程のそれぞれの理科の授業に対応するため、第2理科室を整備いたします。次に8枚目を御覧ください。3階の図面になります。北側校舎の現在図書室であるところを普通教室にし、南側校舎にある視聴覚教室であるところを普通教室と多目的教室、生徒会室にいたします。その右隣のコンピューター教室を会議室と併用して使用できるようにいたします。主な整備箇所につきましては以上でございますが、こうした基本設計を基に、実施設計を行うことについて準備委員会で確認をしております。以上が（仮称）賀茂川学園設立準備委員会において説明し、方向性について整理ができた内容でございます。今後におきましては、新たな義務教育学校創設後の通学支援について、校名や校章、校歌等について、準備委員会で方向性を整理する予定としております。また、本日説明いたしました内容につきましては、次期議会開会中の総務文教委員会において説明する方向で考えております。

○高田教育長

これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○西川委員

14ページの(4)に路線バスで対応できる路線と対応できない路線という記載がありますが、どのような基準を設けておられるのでしょうか。

○沖本教育次長

路線バスで対応できる路線と対応できない路線につきましては、芸陽バ

兼総務学事課長

スがバス路線を持っているかどうかで判断しますが、具体的には、国道2号線の田万里から国道432号線までは、路線バスが走っておりますが、それ以外の地域は路線バスが走っておりません。国道432号線の2号線より北側の地域につきましては、かぐや姫号は走っておりますが、路線バスは走っておりません。また、仁賀地域も路線バスが走っておりませんので、新庄町の国道2号線より北側の地域と仁賀地域につきましては、スクールタクシーで対応しようとするものです。

○西川委員

路線バスが通っていない地域については、自宅からバス停までの距離に関係なく、路線バスが通っているかどうかという判断でスクールタクシーに乗ることができるということによろしいでしょうか。

○沖本教育次長

今後検討してまいります。

兼総務学事課長

○西川委員

一つの校舎に小学校と中学校が別々のカリキュラムで存在するという理解でよろしいかと思うのですが、その際、運動場とか体育館で行事やイベント等を行うことがあると思いますが、どのように運営していくかということは、これから東野小学校と賀茂川中学校がその都度協議をしながら進めていくという理解でよろしいでしょうか。

○大橋参事

兼教育指導担当課長

来年の夏以降、2学期から2校が同じ校舎で活動をするようになりますので、両校長で行事をどうするか、小学校は45分授業で中学校は50分授業であるためチャイムをどうするか、といった細かい部分をこれから決めていく作業に入りますが、今おっしゃられたように行事等が重なることが予想されますので、行事等が重ならないように時間をずらすような形で行うようにし、合同でできる行事については合同で行うようにする等カリキュラムと行事を見ながら整理をされていくということになります。

○有田委員

資料の(4)について、東野小学校に仮移転した時の通学支援の内容が書かれていますが、工事後に賀茂川中学校の校舎へ移転した後も同じようなパターンで通学支援はされるのでしょうか。

○沖本教育次長
兼総務学事課長 通学支援については、通学支援の規定を設けておりますので、その規定に基づいて運用していくことが基本であると考えております。従いまして、今回御説明させていただいたのは、あくまで仮移転時の通学支援の内容であり、新たな義務教育学校が創設された後の通学支援については、準備委員会で方向性が確定しておりませんので、今後、準備委員会で決定していくことにはなりますが、基本的には先ほど申し上げましたように規定に基づいた運用になると御理解いただければと思います。

○有田委員 路線バスを利用する際にバス停の近辺で、子供たちがきちんと待っているわけではないので、危ないのではないかと思うのですが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○沖本教育次長
兼総務学事課長 今回は仮移転ということで、小学生で路線バスを利用しているのは荘野小学校の児童のみですので、荘野小学校の児童につきましては、今回の仮移転時の通学支援は関係がございませんので、これまでどおりしっかり安全を確保していくということになると思います。準備委員会のほうでも新たな義務教育学校が創設された際にバス通学になる児童が出てきますので、その安全確保についてはしっかり対応していく方向で考えています。ただ、先ほども申し上げましたが、今のところ、方向性を協議している最中がございますので、最終的に方向性が決まりましたら改めて御報告をさせていただこうと思います。

○有田委員 スクールタクシーでの通学ということですが、吉名学園もスクールタクシーを毛木方面から出していたのですが、タクシーを利用する子供が決まった場所に決まった時間に来てくれないという話をタクシー会社の方から伺ったことがありますので、休みの時の連絡がしっかりタクシー会社の方に伝わるように今後検討していただきますようお願いいたします。

○沖本教育次長
兼総務学事課長 タクシー会社の方に御迷惑をおかけしないように適切な運用ができるように準備してまいりたいと思います。

○竹下委員 自転車通学について、田万里地区の子や荘野地区の子が東野小学校へ自

転車で通う場合、国道を通らずに中道や裏道を通ることになると思うのですが、あの道は、国道2号線が混雑するため、迂回してくる車が多く、かなりスピードが出ています。東野小学校の周りは道が細いですし、何らかの対応をしなければ事故が起こるのではないかと心配しています。そのあたりも検討されているのでしょうか。

○沖本教育次長
兼総務学事課長

準備委員会でもそういったことを懸念される御意見がございまして、最終的に義務教育学校が新たにできても東野方面から徒歩通学をする子供はおりますので、交通量が多いことに関しまして、東野小学校の周りの道は市道で道路管理者は竹原市になりますので、建設課とどういった安全対策ができるかをしっかり考えながら事前にできることは事前に実施していこうと思います。管理者の範囲内でできないことについては、例えば警察にお願いする等、適切に相談させていただきながら事前に安全確保が図れるような形で対応を考えてまいります。

○高田教育長

それでは、事務局から説明いたしました内容で、今後、事業を進めてまいります。

以上で、公開の議題は終了しました。これより非公開とします。

(非公開)

○高田教育長

本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。以上をもちまして令和6年第11回竹原市教育委員会会議定例会を閉会いたします。

令和6年11月28日 午後2時05分閉会